また、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックにおいて、広域ブロック相互間や東アジアを始めとする諸地域との対流を深めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高め、自立していくこととしている。

広域からの来訪者を増加させ、又は広域にわたる物資の流通を促進させる諸活動が活発に行われるようにすることが、関連事業活動の活発化、雇用機会の増大、地域所得の拡大、消費生活や教養文化活動の充実、生活環境の改善等の効果を生み出し、地域活性化を図ることは、対流促進型国土を形成する上で重要である。また、このような地域活性化の効果が、ひいては広域ブロックの競争力強化等による自立的発展の基盤の構築に寄与するという好循環が確立されることが重要である。

このため、広域的な行政主体である都道府県が、民間活動の状況・動向を的確に把握しつつ、国、関係市町村、民間事業者はもとより、広域ブロックを形成する関係都道府県等とも協調・連携し、具体的な民間プロジェクトと時期を合わせ、これらの諸活動が円滑に行われるのを支えるために不可欠な、道路、港湾等の広域的・基幹的な公共施設を総合的かつ重点的に整備する取組を推進する。

このような考え方から、地域活性化に寄与する諸活動を支えるための基盤として必要となる、当該活動の拠点となる施設及び関連公共施設等の集中的、効率的な整備を図るため、都道府県がこれらの基盤整備の実施に関して広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）を作成することとした。この計画に基づき、民間事業者によって実施される拠点施設整備事業等に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じている。

なお、平成二十三年三月に発生した東日本大震災により、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしているなどその影響が広く全国に及んでいることも踏まえ、本制度を活用して広域にわたる人の往来や物資の流通を活発化させるための基盤整備を進め、地域の活性化を図ることがより一層望まれる。

二　拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項

広域活性化計画は、施策対象とする区域の外縁を特定するものではなく、広域的地域活性化のために促進すべき民間活動等の基盤として実施すべき事業、整備すべき施設を特定するためのものである。法においては、地域の活性化に寄与する活動として、当該地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いものを広域的特定活動と定め、具体的には法第二条第一項並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号。以下「規則」という。）第一条及び第二条に列挙している。広域活性化計画には、これらに該当する活動のうちから、当該地域の活性化を図るための戦略に照らして重要な民間活動を計画に位置付け、その拠点としての機能が十全に発揮されるために効果的な拠点施設の整備等について定めることになる。

拠点施設は、法第二条第二項及び規則第三条に定める会議場施設、観光施設、教養文化施設、研究開発施設、教育施設、交流施設、商業施設その他の施設で、広域的特定活動の拠点となるものであり、主として民間事業者によって整備されることが想定されるが、広域的な活動の基盤として十分な機能を有する限り、その整備主体を問うものではなく、公的主体により整備される拠点施設を位置付けることも可能である。また、本制度の活用に当たって、拠点施設は、必ずしも新規の整備を行うものに限られるものではなく、既存の施設を位置付けることも可能である。

本制度が地域活性化を図る上で真に効果を発揮するよう、拠点施設の選定に当たっては、当該施設の整備が確実に実施され、当該施設において広域的特定活動が活発に、かつ継続的に行われるよう、十分に確認することが肝要である。

また、広域的地域活性化のため、拠点施設の整備の促進が特に必要となる場合には、広域的な地域の発展の中心となる生産・物流拠点や観光地等、民間の事業意欲を適切に誘導しつつ、拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区を重点地区として設定する。

拠点施設は広域的に人や物が行き交う拠点であり、また重点地区は拠点施設の整備が特に促進される地区であり、いずれも都市における重要な機能を担うものであるため、その選定及び地区設定に当たっては、都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮するとともに、地域の目指すまちづくりの実現に資するようにすることが必要である。

三　拠点施設関連基盤施設整備事業に関する基本的事項

地域の自立・活性化を図る上では、企業の立地など地域活性化に資する民間活動に合わせて必要な社会基盤整備をタイミングよく効率的に実施することが極めて重要である。

法の交付金制度は、社会経済情勢に合わせて迅速な意思決定が要求される民間のニーズに柔軟に対応して、必要となる複数の基盤整備事業を都道府県が一体的かつ機動的に進めることができるよう、国が計画を一括採択して都道府県に交付するものである。

この交付金は、計画記載事業に対しては、事業の進捗状況等に応じて国費を自由に充当でき、基盤施設整備（ハード）事業のみに限らず、これと一体となってその効果を一層高めるために必要なソフト事業等にも一定割合で充当できるため、都道府県の裁量による柔軟な事業執行が可能となる。

地域の自立・活性化を図る上で、一事業当たりの規模が小さい場合であっても、民間の諸活動を支えるために必要なインフラのスポット的整備や隘路の解消などに一体的、機動的に対処することで全体として大きな効果が得られる場合など、本交付金の活用が有効なケースが多々あると考えられる。

なお、交付金の執行が効率的・効果的なものとなるよう、広域活性化計画に記載して実施する拠点施設関連基盤施設整備事業は、拠点施設関連基盤施設整備事業相互間はもとより、周辺で実施される各種事業とも十分な関連性、一体性が認められるものであることが必要である。

四　関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携に関する基本的事項

地域活性化に関しては、地域の課題は産業立地、雇用、社会基盤等様々で、これらの課題に対応した取組も多様であり、また、地域づくりの成否はその担い手によるところが極めて大きい。したがって、地域の活性化や自立的な成長発展を推進するためには、もとより法に基づく施策のみで対応できるわけではなく、それぞれの地域において、地域の抱える課題や地域の有する資源、地域の目指すべき方向・ビジョンに応じて、広域的な経済活動等の担い手である人材の育成・確保をはじめとするさまざまな関連施策を適切に組み合わせ、連携を図ることにより、最も効果的な方法で戦略的に具体的取組を展開することが重要である。

法による支援制度としては、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するための金融支援や交付金制度の措置を講じているが、これらの制度の実施に当たっては、併せて、地域活性化に関連する諸施策を組み合わせることにより、施策間の有機的な連携や施策の重点化・効率化が一層図られる。地域においては、これらの枠組みを有効に活用して、積極的に総合的な活性化施策に取り組むことが求められる。

五　広域的地域活性化のための基盤整備に係る都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項

1　広域地方計画協議会

企業立地等の産業振興や観光振興等に関して、国境を越えた地域間競争において成長著しいアジア諸国等の他地域と互していくためには、広域ブロックの視点で、関係都道府県等が相互に連携協力しあって、交通体系等の基盤整備、教育、人材育成、技術研究等について資源の活用を図っていく必要がある。

このため、国土形成計画の体系において、都府県のほか、地元経済界、政令指定都市、国の関係地方行政機関等により組織する広域地方計画協議会が協議して広域ブロックの地域戦略を検討し、広域地方計画を策定したところであり、同計画に基づき都府県等の協議会の各構成員がその役割に応じて必要な施策を実施していくことが求められる。

本制度が最も広域的な自治体である都道府県が地域の実情に応じて取り組む広域的・基幹的な基盤整備を支援するものであることにかんがみ、広域地方計画協議会の機能を拡充して、広域活性化計画の実施についても協議することができる等の特例を講じ、同協議会の場を活用して広域活性化計画の円滑な実施を図ることとしたものである。制度の活用に当たっては、広域地方計画に示された広域ブロックの地域戦略等との調和を図るとともに、広域活性化計画の作成及び実施の過程において、必要に応じ同協議会の検討を経てその広域的な調整機能の活用を図るなど、広域的な視点を十分に踏まえたものとすることが望まれる。